

作業主任者の必要な業務一覧

作業名	作業主任者名	必要な資格	作業主任者の管理が必要な業務内容	関係条文
木材加工作業	木材加工機械作業主任者	木材加工機械作業主任者技能講習修了者	木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、かん盤、面取り盤、及びルーターに限る。携帯用は除く)を5台以上(自動送材車式帯のこ盤が含まれる場合は3台以上)を有する事業場において行う当該機械による作業	安衛則129条 130条
プレス作業	プレス機械作業主任者	プレス機械作業主任者技能講習修了者	動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業	安衛則133条 134条
型わく支保工の組立て又は解体作業	型わく支保工の組立て等作業主任者	型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習修了者	型わく支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建築物におけるスラブ、けた等のコンクリートの打設に用いる型わくを支持する仮設の設備)の組立て又は解体の作業	安衛則246条 247条
加熱乾燥作業	乾燥設備作業主任者	乾燥設備作業主任者技能講習修了者	乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で内容積1㎡以上のもの、の危険物以外の物に係る設備で、熱源として燃料使用するもの(固体燃料毎時10kg以上、液体燃料毎時10L以上、気体燃料毎時10m ³ 以上)、電力使用するもの(定格消費電力10kW以上)の加熱乾燥の作業	安衛則297条 298条
金属の溶接、溶断、加熱作業	ガス溶接作業主任者	ガス溶接作業主任者免許を受けた者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	安衛則314条 315条 316条
コンクリート破砕の作業	コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器作業主任者技能講習修了者	コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業	安衛則321条の3 321条の4
地山掘削の作業	地山の掘削作業主任者	地山の掘削作業主任者技能講習修了者	掘削面の高さ2m以上となる地山の掘削(ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く)の作業(採石の作業を除く)	安衛則359条 360条
土止め支保工取付け取外し作業	土止め支保工作業主任者	土止め支保工作業主任者技能講習修了者	土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取外しの作業	安衛則374条 375条
ずい道掘削、支保工組立等作業	ずい道等の掘削等作業主任者	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習修了者	ずい道等の掘削の作業(掘削機械を用いて行う掘削の作業のうち労働者が切羽に近接しない場合は除く)又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業	安衛則383条の2 383条の3
ずい道掘の覆工の作業	ずい道等の覆工作業主任者	ずい道等の覆工作業主任者技能講習修了者	ずい道等の覆工の作業(ずい道型わく支保工の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設)の作業	安衛則383条の4 383条の5
岩石の採取のための掘削作業	採石のための掘削作業主任者	採石のための掘削作業主任者技能講習修了者	掘削面の高さ2m以上となる採石法第2条に規定する岩石の採取のための掘削の作業	安衛則403条 404条
はい付け又ははいくずしの作業	はい作業主任者	はい作業主任者技能講習修了者	高さが2m以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く)の集団)のはい付け又ははいくずしの作業(荷役機械の運転者のみによっておこなわれるものを除く)	安衛則428条 429条
船内荷役作業	船内荷役作業主任者	船内荷役作業主任者技能講習修了者	船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業(総トン数500トン未満の船舶において揚貨装置を用いないで行うものを除く)	安衛則450条 451条
機械集材装置、運材索道の組立て、解体等の作業	林業架線作業主任者	林業架線作業主任者免許を受けた者	機械集材装置若しくは運材索道の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの装置による集材若しくは運材の作業(両設備とも、原動力の定格出力7.5kWを超え、支間の斜距離合計が350m以上、最大使用荷重200kg以上のいずれかに該当するものに限る)	安衛則513条 514条
鉄骨の組立て、解体又は変更の作業	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習修了者	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるものに限る)の組立て、解体又は変更の作業	安衛則517条の4 517条の5
橋梁の上部構造の金属部分の架設、解体又は変更作業	鋼橋架設等作業主任者	鋼橋架設等作業主任者技能講習修了者	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間の距離が30m以上である部分に限る)の架設、解体又は変更の作業	安衛則517条の8 517条の9
木造建築物の構造部材の組立、屋根、外壁下地等の取付作業	木造建築物の組立て等作業主任者	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習修了者	建築基準法施行令第2条第1項第7号に規定する軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業	安衛則517条の12 517条の13
コンクリート造の工作物解体等の作業	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習修了者	コンクリート造の工作物(その高さが5m以上であるものに限る)の解体又は破壊の作業	安衛則517条の17 517条の18
橋梁の上部構造のコンクリート造のもの架設又は変更作業	コンクリート橋架設等作業主任者	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習修了者	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの(その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間の距離が30m以上である部分に限る)の架設又は変更の作業	安衛則517条の22 517条の23
足場の組立て等の作業	足場の組立て等作業主任者	足場の組立て等作業主任者技能講習修了者	つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、張出し足場又は高さ5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	安衛則565条 566条